# 第 2 章

# 現状と課題

### 第1節

## 一般廃棄物の排出と処理状況

## 1 ごみ

#### 1-1 ごみの排出量

#### (1) ごみ総排出量

平成27年度におけるごみ総排出量(生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収量)は、473千トンである。

本県の人口は、微減傾向で推移しており、ごみ総排出量も人口の減少に沿って微減傾向で推移している。



図2-1-1 ごみ総排出量の推移

#### (2) 1人1日当たり排出量

平成27年度における1人1日当たり排出量は915g/人·日であり、平成26年度の全国平均(947g/人·日)を下回っている。

1人1日当たり排出量は、平成22年度以降ほぼ横ばいで推移している。

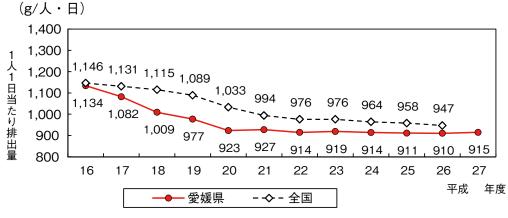


図2-1-2 1人1日当たり排出量の推移

#### (3) 広域ブロック別排出量

平成27年度におけるごみ総排出量を広域ブロック別にみると、人口の多い松山ブロックが195千トンで最も多く、次いで西条ブロックが129千トン、今治ブロックが62千トンとなっている。

ごみ総排出量は、全てのブロックで平成16年度から減少している。

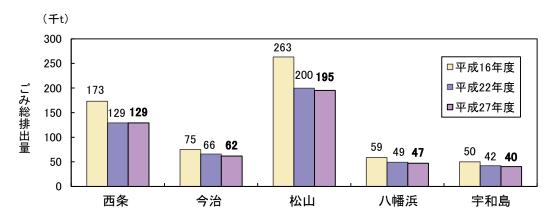


図2-1-3 広域ブロック別ごみ総排出量

平成27年度における1人1日当たりの排出量を広域ブロック別にみると、西条ブロックが1,085g/人·日で最も多く、次いで今治ブロックが981g/人·日となっている。

西条ブロックと今治ブロックでは、平成26年度の全国平均(947g/人·日)を上回っている。 今治ブロックと松山ブロックについては、1人1日当たりの排出量は平成22年度から減少している。

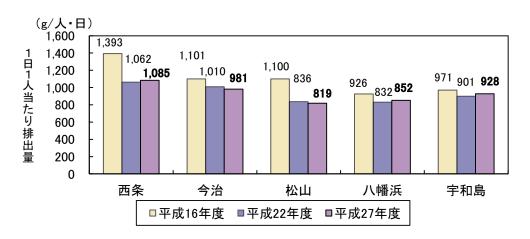


図2-1-4 広域ブロック別1人1日当たり排出量

注. 一般廃棄物に関する平成 27 年度の数値は、環境省が毎年度実施する「一般廃棄物処理事業実態調査」結果に基づく速報値である。(各年度の総人口は、10月1日現在の住民基本台帳人口によるもの。)

## ■広域ブロックの概要■

広域ブロックとは、「愛媛県ごみ処理広域化計画」で定めたごみ広域処理ブロックのことである。各ブロックの概要を以下に示す。

ブロック	人口	面積	構成市町
西条	315,616人	1,166km <sup>2</sup>	新居浜市、西条市、四国中央市
今 治	165,307人	450km <sup>2</sup>	今治市、上島町
松山	646,365人	1,541km <sup>2</sup>	松山市、伊予市、東温市、 久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜	144,400人	1,473km²	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、 伊方町
宇和島	114,152人	1,047km <sup>2</sup>	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町
計	1,385,840人	5,677km <sup>2</sup>	20市町

- 注1. 人口:平成27年国勢調査結果(平成27年10月1日現在の人口)
  - 面積:全国都道府県市区町村別面積調(平成27年10月1日現在の面積)
  - 2. 市町村合併に伴い、第二次計画(平成21年度現在)からブロックの構成市町村が変更されたものを以下に示す。
    - ・松山ブロック : 第二次計画では旧小田町 (現在の内子町の一部) が所属・八幡浜ブロック: 第二次計画では旧広田村 (現在の砥部町の一部) が所属

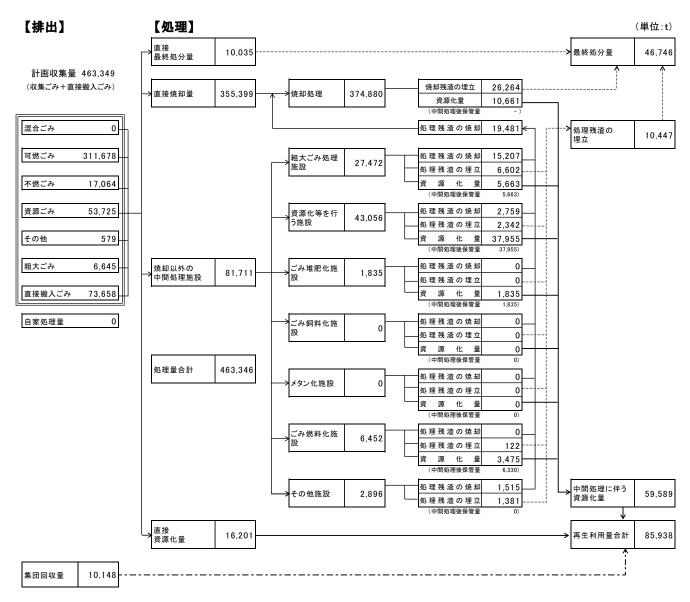


#### 1-2 ごみの処理状況

平成27年度における県内の計画収集量は463,349トンであり、これに集団回収量10,148トンを加えた473,497トンがごみ総排出量である。

計画収集量463,349トンのうち、直接最終処分量が10,035トン、直接焼却量355,399トン、 焼却以外の中間処理量が81,711トン、直接資源化量が16,201トンである。

本県における焼却処理量は374,880トン、最終処分量は合計46,746トン、再生利用量は合計85,938トンである。



- 注1. 焼却処理量=直接焼却量+他の中間処理施設での処理残さの焼却量
  - 2. 最終処分量=直接最終処分量+焼却残さの埋立量+他の中間処理施設での処理残さの埋立量
  - 3. 再生利用量=直接資源化量+中間処理に伴う再生利用量+集団回収量
  - 4. 計画収集量と処理量については、調査対象期間外の処分により3tの差が生じている。

図2-1-5 処理フロー (平成27年度)

#### 1-2-1 焼却処理の状況

#### (1) 焼却処理量と焼却率

平成27年度における焼却処理量は375千トン、焼却率(焼却処理量/計画処理量×100)は80.9%である。焼却率は、平成26年度の全国平均(83.3%)よりもやや低い水準である。焼却量は、平成22年度以降ほぼ横ばいで推移しているが、焼却率は、やや上昇傾向で推移している。

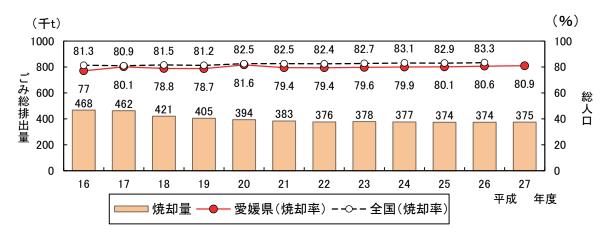


図2-1-6 焼却処理量と焼却率の推移

#### (2) 広域ブロック別焼却率

平成27年度における焼却率を広域ブロック別にみると、西条ブロックが84.5%で最も高く、次いで宇和島ブロックが82.5%、八幡浜ブロックが81.4%となっている。 西条ブロックを除くと、平成26年度の全国平均(83.3%)を下回っている。 また、宇和島ブロックを除くと、焼却率は、やや上昇傾向で推移している。

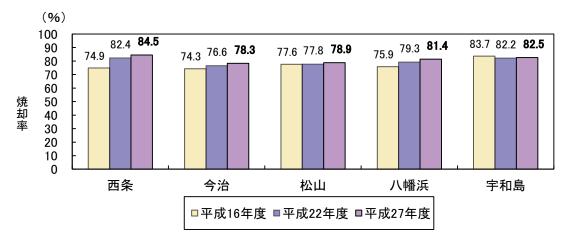


図2-1-7 広域ブロック別焼却率

### 1-2-2 再生利用の状況

#### (1) 再生利用量と再生利用率

平成27年度における再生利用量は86千トン、再生利用率(再生利用量/ごみ総排出量×100)は18.2%である。再生利用率は、平成26年度の全国平均(20.6%)よりもやや低い水準である。

再生利用量は、平成21年度以降資源ごみの店頭での独自の回収活動等による影響を受けているものの、ほぼ横ばいで推移している。

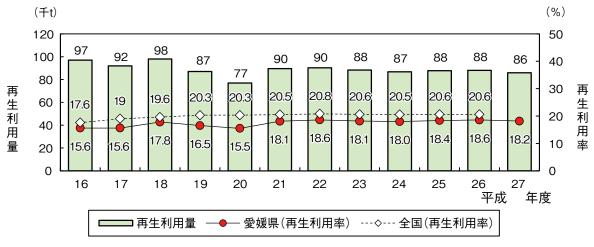


図2-1-8 再生利用量と再生利用率の推移

#### (2) 広域ブロック別再生利用率

平成27年度における再生利用率を広域ブロック別にみると、松山ブロックが21.9%で最も高く、次いで宇和島ブロックが17.9%となっている。

松山ブロックのみ、平成26年度の全国平均(20.6%)を上回っている。 松山ブロックのみ平成22年度と比べ再生利用率は増加している。

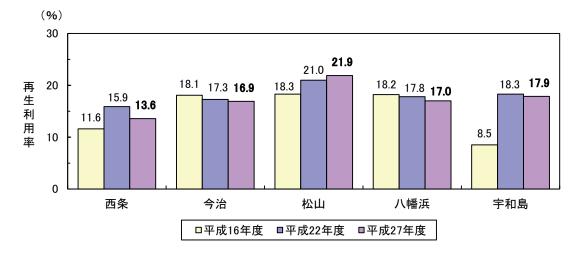


図2-1-9 広域ブロック別再生利用率

## (3) 広域ブロック別1人1日当たりの再生利用量

平成27年度における1人1日当たりの再生利用量を広域ブロック別にみると、松山ブロックが179g/人·日で最も多く、次いで宇和島ブロックが166g/人·日、今治ブロックが166g/人·日となっている。

松山ブロックは、県平均(166g/人·日)を上回っている。

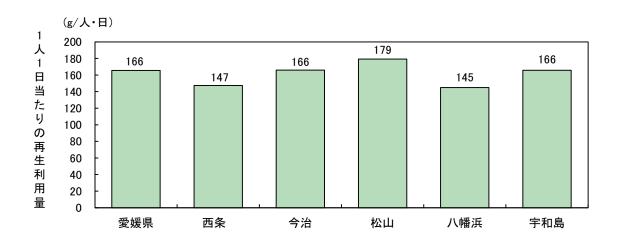


図2-1-10 広域ブロック別1人1日当たりの再生利用量

#### 1-2-3 最終処分の状況

#### (1) 最終処分量と最終処分率

平成27年度における最終処分量は47千トン、最終処分率(最終処分量/計画処理量×100)は10.1%で、平成26年度の全国平均(10.3%)よりやや低くなっている。

最終処分量及び最終処分率は、いずれも減少傾向で推移している。

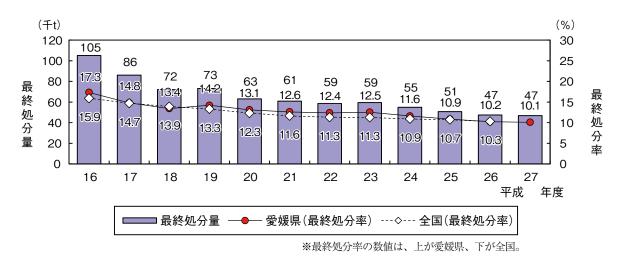


図2-1-11 最終処分量と最終処分率の推移

#### (2) 広域ブロック別最終処分率

平成27年度における最終処分率を広域ブロック別にみると、今治ブロックが16.5%で最も高く、次いで宇和島ブロックが13.2%、西条ブロックが11.5%となっている。

平成26年度の全国平均(10.3%)を下回っているのは、松山ブロックのみである。 いずれのブロックでも、最終処分率は、平成22年度から低下している。

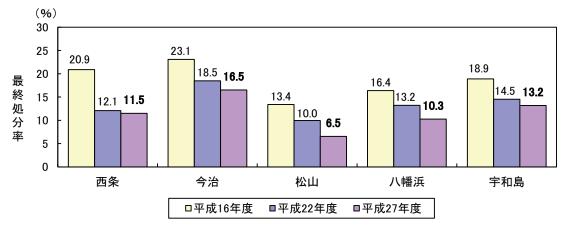


図2-1-12 広域ブロック別最終処分率

#### (3) 広域ブロック別1人1日当たりの最終処分量

平成27年度における1人1日当たりの最終処分量を広域ブロック別にみると、今治ブロックが154.8g/人・日で最も多く、次いで宇和島ブロックが115.7g/人・日、八幡浜ブロックが84.8g/人・日となっている。

今治ブロックと宇和島ブロック以外は、県平均(89.7g/人·日)を下回っている。

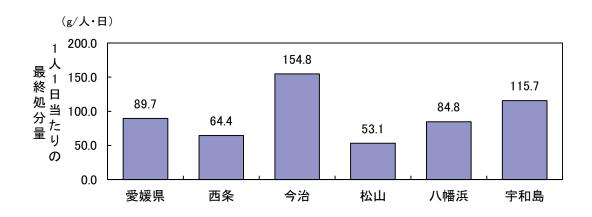


図2-1-13 広域ブロック別1人1日当たりの最終処分量

### 1-2-4 ごみ処理事業経費の状況

#### (1) ごみ処理事業経費

平成26年度に本県で費やしたごみ処理事業経費(建設改良費、処理及び維持管理費、その他)は約206億円である。

ごみ 1 トン当たりの経費は約44,328円/tであり、全国平均(約46,472円/t)よりもや や少なくなっている。

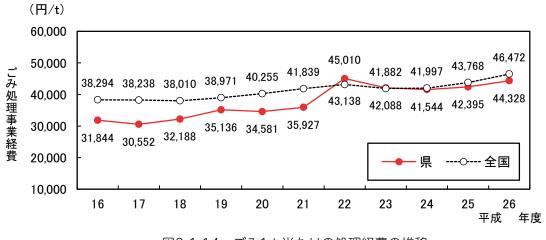


図2-1-14 ごみ1 t 当たりの処理経費の推移

### (2) 広域ブロック別ごみ処理事業経費

平成26年度におけるごみ1トン当たりのごみ処理事業経費を広域ブロック別にみると、今治ブロックが64,953円/tで最も高く、次いで八幡浜ブロックが61,965円/t、宇和島ブロックが46,497円/tとなっている。

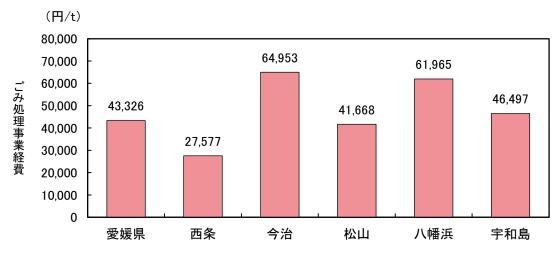


図2-1-15 広域ブロック別ごみ処理事業経費

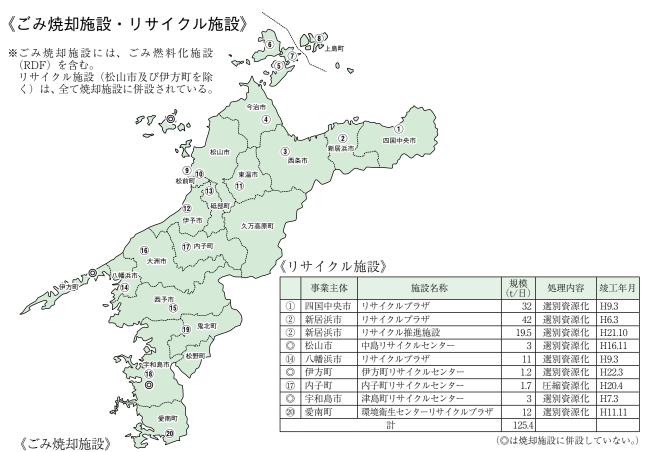
## 1-2-5 ごみ処理施設の設置状況

#### (1) 焼却施設

平成27年度現在、県内で焼却施設は、20施設稼動している。

#### (2) 再生処理施設

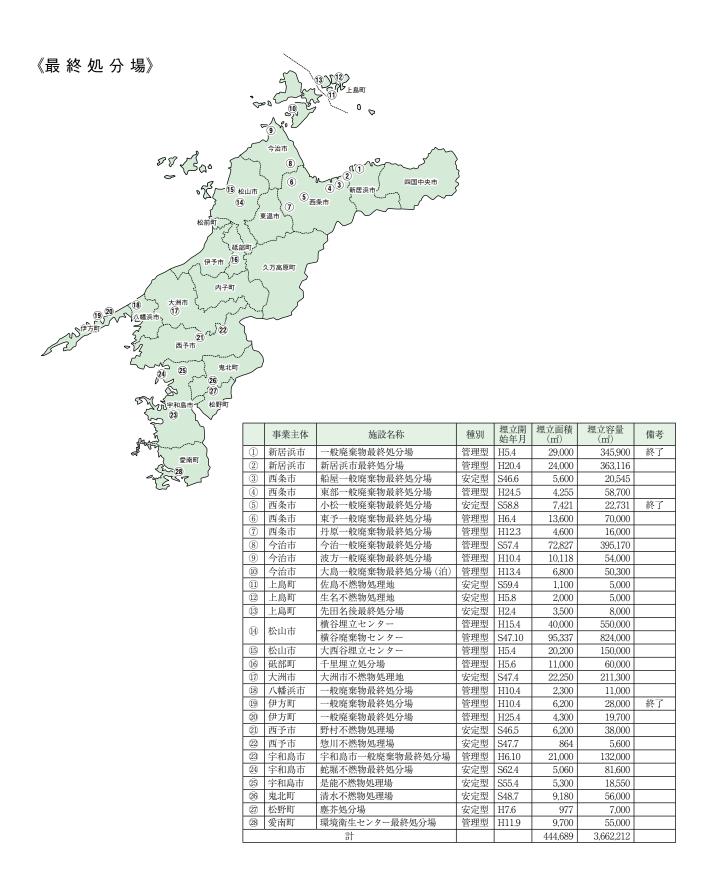
平成27年度現在、県内で再生利用施設は9施設、汚泥再生施設は2施設、肥料化施設は 1施設稼動している。



			規模				
	事業主体	施設名称	(t/日)	炉数	稼動方式	竣工年月	関係市町
1	四国中央市	クリーンセンター	150	3	全連	H12.4	
2	新居浜市	清掃センター	201	3	全連	H15.3	
3	西条市	道前クリーンセンター	200	2	全連	H3.11	
4	今治市	今治クリーンセンター	200	2	全連	S63.4	
(5)	今治市	大島クリーンセンター	14	1	バッチ	H3.4	
6	今治市	大三島クリーンセンター	11	1	バッチ	S62.10	
7	今治市	伯方クリーンセンター ※RDF	11	1	RDF	H14.8	
8	上島町	上島クリーンセンター	9	1	バッチ	H20.3	
9	松山市	西クリーンセンター	420	3	全連	H25.3	
10	松山市	南クリーンセンター	300	3	全連	H6.3	
(11)	東温市	クリーンセンター	22	2	バッチ	H9.4	
(12)	伊予地区ごみ処理施設管理組合	清掃センター	80	2	准連	S52.4	伊予市、松前町
(13)	砥部町	美化センター ※RDF	23	1	RDF	H13.4	
14)	八幡浜市	南環境センター	84	2	全連	H9.4	西予市(旧野村町、旧城川町を除く)、伊方 町
(15)	西予市	西予市野村クリーンセンター	10	1	バッチ	H5.8	
(16)	大洲市	大洲市環境センター	90	2	准連	H3.4	
(17)	内子町	内子町クリーンセンター	21	2	准連	H10.12	
(18)	宇和島市	宇和島市環境センター	120	2	全連	S59.9	
19	宇和島地区広域事務組合	鬼北環境センター	25	2	バッチ	H2.4	宇和島市 (旧三間町)、松野町、鬼北町
20	愛南町	環境衛生センター	38	2	准連	H11.11	
	計		2,029	38			

#### (3) 最終処分場

平成27年度現在、県内で最終処分場は28施設ある。このうち受入を休止し、又は終了している施設が8施設である。



## 2 し尿

#### 2-1 生活排水処理人口

生活排水処理人口のうち、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口は増加傾向、コミュニティプラント人口、単独処理浄化槽人口、計画収集人口及び自家処理人口は減少傾向で推移している。

											, i
項目	平成 年度										
項目	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総人口	1,498	1,493	1,485	1,477	1,470	1,463	1,456	1,448	1,448	1,438	1,428
水洗化人口	1,158	1,175	1,195	1,207	1,219	1,234	1,249	1,261	1,273	1,273	1,275
公共下水道人口	546	545	565	608	599	633	646	641	655	665	701
コミュニティプラント人口	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6
净化槽人口	604	623	623	592	614	594	596	614	612	602	568
合併処理浄化槽人口	280	240	268	284	290	282	274	306	294	304	304
単独処理浄化槽人口	324	383	355	308	323	312	322	308	317	298	264
非水洗化人口	341	318	290	270	251	229	207	186	175	165	154
計画収集人口	328	308	284	265	247	225	204	184	173	163	152
白家処理人口	13	10	5	5	4	4	3	2	2	2	1

表2-1-1 生活排水処理人口の推移

平成26年度における水洗化率(水洗化人口/総人口×100) は89.2%であり、全国平均(93.9%)を下回っている。また、汚水処理人口普及率((公共下水道人口+コミュニティプラント人口+合併処理浄化槽人口)/総人口×100) は70.8%であり、全国平均(84.7%)を下回っている。

なお、水洗化率及び汚水処理人口普及率は、いずれも増加傾向で推移している。

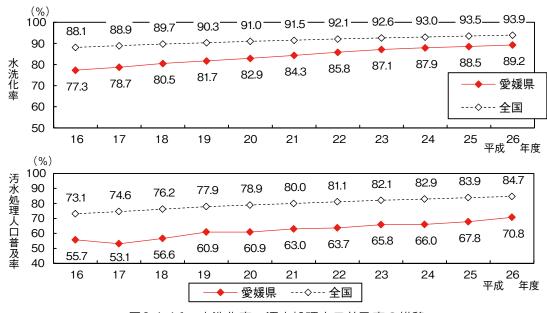


図2-1-16 水洗化率、汚水処理人□普及率の推移

単位:千人

注. 生活排水処理人口は、環境省が毎年度実施する「一般廃棄物処理事業実態調査」結果に基づく数値(各年度の総人口は、10月1日現在の住民基本台帳人口によるもの。)

### 2-2 生活排水の処理状況

平成26年度の生活排水処理量をみると、し尿処理施設での処理量が402千k  $\ell$  、自家処理量が1千k  $\ell$  であり、いずれも減少傾向で推移している。し尿処理施設での処理量のうち、汲み取りし尿は136千k  $\ell$  (し尿処理施設での処理量の33.7%)、浄化槽汚泥は265千k  $\ell$  (同65.6%)である。

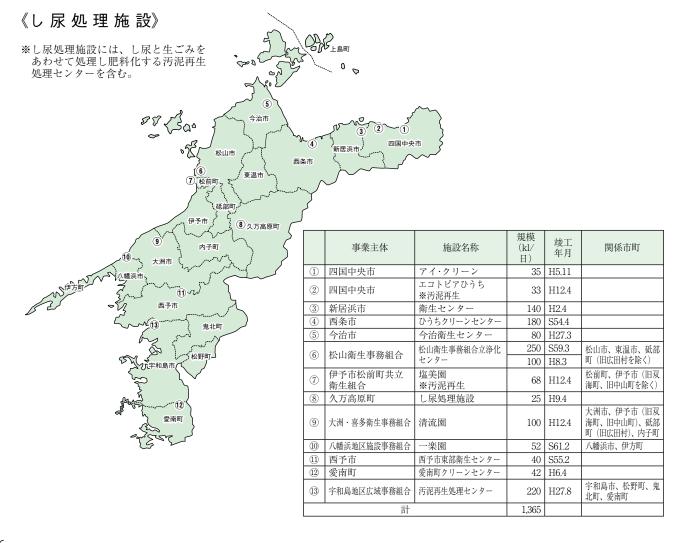
表2-1-2 生活排水処理量の推移

単位: 千kl

	項目					平	成 年	<b></b>				
	- U	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
合計	-	491	479	475	430	447	437	423	423	415	410	405
言	计画処理量	484	474	470	427	445	435	422	422	414	409	404
	し尿処理施設	484	474	470	426	445	435	421	421	414	408	402
	汲み取りし尿	230	211	200	169	177	168	161	155	147	140	136
	浄化槽汚泥	254	263	271	258	268	267	261	267	266	268	265
	ごみ堆肥化施設 (汚泥)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	農地還元 (し尿)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水道投入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
É	自家処理量	7	5	5	3	2	2	2	2	1	1	1

#### 2-3 し尿処理施設

平成27年度現在、県内でし尿処理施設は、13施設ある。



## 第2節

## 産業廃棄物の排出と処理状況

## 1 発生・排出状況

平成26年度における産業廃棄物の発生量は7,696千トン、発生量から有償物量(売却した量)を除いた排出量は7,526千トンである。前回調査(平成21年度)と比較すると、発生量は7.8%、排出量は6.0%減少した。

表2-2-1 産業廃棄物の発生量

	項	目	平成16年度	平成21年度	平成26年度	増減率
発	色生量		9,637千 t	8,346千 t	7,696千 t	-7.8%
	有償物量		123千 t	341千 t	170千 t	-50.1%
	排出	出量	9,514千 t	8,005千 t	7,526千 t	-6.0%

注. 産業廃棄物に関する平成 26 年度の数値は、県が5年ごとに実施する「産業廃棄物実態調査」結果に基づく確定値である。

#### (1) 業種別の排出状況

産業廃棄物の排出量7,526千トンを業種別にみると、製造業が4,942千トン(排出量の65.7%)で最も多く、次いで電気・水道業が924千トン(同12.3%)、農業が828千トン(同11.0%)、建設業が713千トン(同9.5%)となっており、これらの4業種が排出量全体の約98.5%を占めている。業種別の構成比を前回調査と比較すると、製造業と農業が減少、電気・水道業と建設業が増加している。

業種別の排出状況を全国と比較すると、本県は、全国と比べて製造業の比率が非常に高くなっている。

業種	平成		平成		平成	
未 但	16年度	構成比	21年度	構成比	26年度	構成比
製造業	6,597千 t	69.3%	5.515千 t	68.9%	4,942千 t	65.7%
電気・水道業	731千 t	7.7%	835千 t	10.4%	924千 t	12.3%
農業	1,055千 t	11.1%	903千 t	11.3%	828千 t	11.0%
建設業	1,048千 t	11.0%	655千 t	8.2%	713千 t	9.5%
その他	83千 t	0.9%	96千 t	1.2%	120千 t	1.6%
合 計	9,514千 t	100.0%	8,005千 t	100.0%	7,526千 t	100.0%

表2-2-2 排出量 [業種別]

注)端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

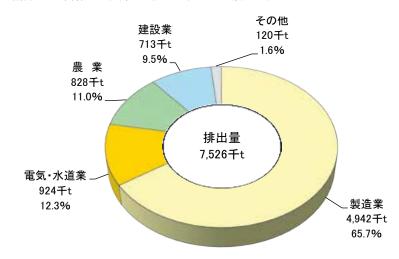
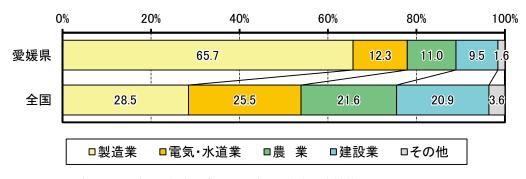


図2-2-1 排出量 [業種別] (平成26年度)



注. 愛媛県は平成 26 年度、全国は平成 25 年度の実績値を示す。

図2-2-2 排出状況-全国との比較 [業種別]

#### (2) 種類別の排出状況

産業廃棄物の排出量7,526千トンを種類別にみると、汚泥が4,895千トン(排出量の65.0%)で最も多く、次いで動物のふん尿が827千トン(同11.0%)、がれき類が589千トン(同7.8%)、ばいじんが487千トン(同6.5%)等となっており、これらの4種類が排出量全体の90.3%を占めている。種類別の構成比を前回調査と比較すると、汚泥と動物のふん尿が減少、がれき類とばいじんが増加している。

種類別の排出状況を全国と比較すると、本県は、全国と比べて汚泥の比率が非常に高くなっている。

業種	平成		平成		平成	
未性	16年度	構成比	21年度	構成比	26年度	構成比
汚 泥	6,515千 t	68.5%	5,632千 t	70.4%	4,895千 t	65.0%
動物のふん尿	1,054千 t	11.1%	902千 t	11.3%	827千 t	11.0%
がれき類	893千 t	9.4%	544千 t	6.8%	589千 t	7.8%
ばいじん	403千 t	4.2%	406千 t	5.1%	487千 t	6.5%
木くず	223千 t	2.3%	161千 t	2.0%	135千 t	1.8%
廃プラ類	69千 t	0.7%	88千 t	1.1%	124千 t	1.7%
燃え殻	78千 t	0.8%	59千 t	0.7%	122千 t	1.6%
その他	278千 t	2.9%	213千 t	2.7%	347千 t	4.6%
合 計	9,514千 t	100.0%	8,005千 t	100.0%	7,526千 t	100.0%

表2-2-3 排出量 [種類別]

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

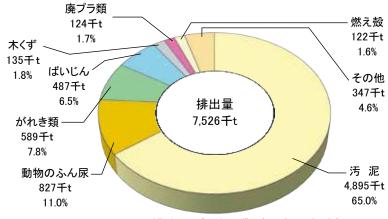
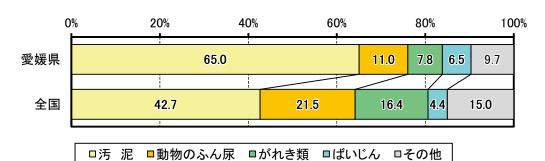


図2-2-3 排出量 [種類別] (平成26年度)



注. 愛媛県は平成26年度、全国は平成25年度の実績値を示す。

図2-2-4 排出状況-全国との比較 [種類別]

#### (3) 圏域別の排出状況

産業廃棄物の排出量7,526千トンを圏域別にみると、四国中央圏(宇摩圏)が4,417千トン(排出量の58.7%)で最も多く、次いで松山圏が983千トン(同13.1%)、新居浜・西条圏が898千トン(同11.9%)、八幡浜・大洲圏が739千トン(同9.8%)、今治圏が264千トン(同3.5%)、宇和島圏が226千トン(同3.0%)となっている。

圏域別の構成比を前回調査と比較すると、四国中央圏、八幡浜・大洲圏及び宇和島圏が 増加、新居浜・西条圏と今治圏が減少している。

業種	平成		平成		平成	
术 俚	16年度 構成比		21年度	構成比	26年度	構成比
四国中央圏	5,009千 t	52.6%	4,363千 t	54.5%	4,417千 t	58.7%
新居浜・西条圏	1,787千 t	18.8%	1,500千 t	18.7%	898千 t	11.9%
今治圏	603千 t	6.3%	360千 t	4.5%	264千 t	3.5%
松山圏	1,100千 t	11.6%	1,040∓ t	13.0%	983千 t	13.1%
八幡浜・大洲圏	774千 t	8.1%	629千 t	7.9%	739千 t	9.8%
宇和島圏	242千 t	2.5%	112千 t	1.4%	226千 t	3.0%
合 計	9,514千 t	100.0%	8,005千 t	100.0%	7,526千 t	100.0%

表2-2-4 排出量 [圏域別]

注)端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

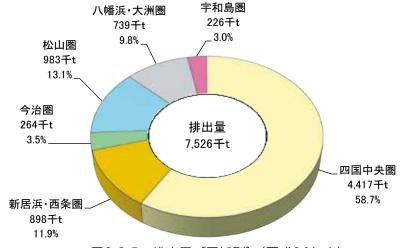


図2-2-5 排出量 [圏域別] (平成26年度)

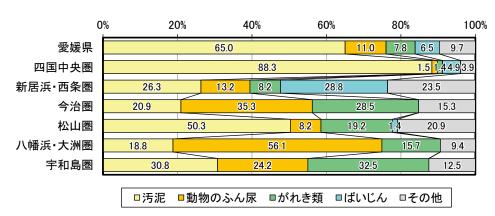


図2-2-6 排出量の内訳 [圏域別]

## 2 処理状況

平成26年度に県内から排出された産業廃棄物7,526千トンは、脱水や焼却等の中間処理により4,949千トン(排出量の65.8%)が減量化され、最終的に2,253千トン(同29.9%)が再生利用、274千トン(同3.6%)が最終処分されている。平成21年度と比べて再生利用量の比率は増加、最終処分量の比率は減少した。

本県は、排出量に占める汚泥の比率が高いため、処理状況を全国と比較すると、減量化量の比率が高くなっており、再生利用量の比率が低くなっている。

表2-2-5 処理状況の比較

(単位: 千 t /年)

			愛媛県								
	項目	平成16年度		平月	平成21年度		成26年度	増減量	(H21比)		
			構成比		構成比		構成比		増減率		
発生	E量	9,637	(100.0%)	8,346	(100.0%)	7,696	(100.0%)	-649	-7.8%		
資湯	原化量	2,591	(26.9%)	2,594	(31.1%)	2,423	(31.5%)	-171	-6.6%		
	有償物量	123	(1.3%)	341	(4.1%)	170	(2.2%)	-171	-50.1%		
	再生利用量	2,468	(25.6%)	2,253	(27.0%)	2,253	(29.3%)	0	0.0%		
排出	出量	9,514	(100.0%)	8,005	(100.0%)	7,526	(100.0%)	-479	-6.0%		
	再生利用量	2,468	(25.9%)	2,253	(28.1%)	2,253	(29.9%)	0	0.0%		
	減量化量	6,012	(63.2%)	5,266	(65.8%)	4,949	(65.8%)	-317	-6.0%		
	最終処分量	1,034	(10.9%)	482	(6.0%)	274	(3.6%)	-208	-43.1%		
	その他量	0	(0.0%)	3	(0.0%)	50	(0.7%)	46	_		

(単	位:千t/年)					
3	全国					
平成	25年度					
	構成比					
-	-					
_						
_	_					
384,642	(100.0%)					
205,411	(53.4%)					
167,510	(43.5%)					
11,721	(3.0%)					
0	(0.0%)					

注) 端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

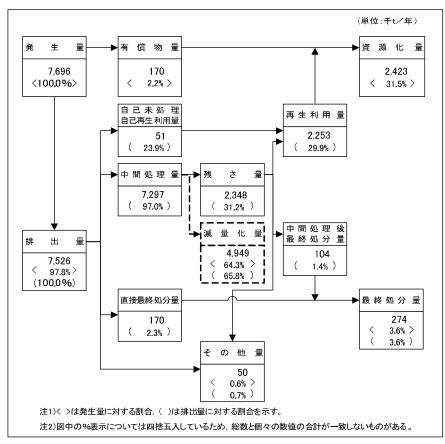


図2-2-7 産業廃棄物の処理フロー(平成26年度)

#### (1) 業種別の処理状況

再生利用量2,253千トンを業種別にみると、農業が799千トン(再生利用量の35.4%)で最も多く、次いで製造業が753千トン(同33.4%)、建設業が515千トン(同22.8%)となっている。

減量化量4,949千トンを業種別にみると、製造業が4,062千トン(減量化量の82.1%)、次いで電気・水道業が757千トン(同15.3%)となっている。

最終処分量274千トンを業種別にみると、製造業が122千トン(最終処分量の44.5%)、次いで建設業が98千トン(同35.9%)、電気・水道業が40千トン(同14.6%)となっている。 産業廃棄物の排出量の多い業種についてみると、農業と建設業は排出量のほとんどが再生利用されているのに対し、製造業と電気・水道業は排出量のほとんどが減量化されている。

また建設業を除くと、これらの排出量の多い業種は、その他の業種と比較して排出量に対する最終処分量の比率が低くなっている。

業種	排出量	構成比	再生 利用量	構成比	減量化量	構成比	最終 処分量	構成比
		1177/120		117/2/20		ITT /AVEC		ITT PALED
農業	828千 t	11.0%	799千 t	35.4%	0千 t	0.0%	0千 t	0.0%
建設業	713千 t	9.5%	515千 t	22.8%	96千 t	1.9%	98千 t	35.9%
製造業	4,942千 t	65.7%	753千 t	33.4%	4,062千 t	82.1%	122千 t	44.5%
電気・水道業	924千 t	12.3%	114千 t	5.1%	757千 t	15.3%	40千 t	14.6%
その他	120千 t	1.6%	72千 t	3.2%	33千 t	0.7%	14千 t	4.9%
合計	7,526千 t	100.0%	2,253千 t	100.0%	4,949千 t	100.0%	274千 t	100.0%

表2-2-6 処理状況「業種別」(平成26年度)

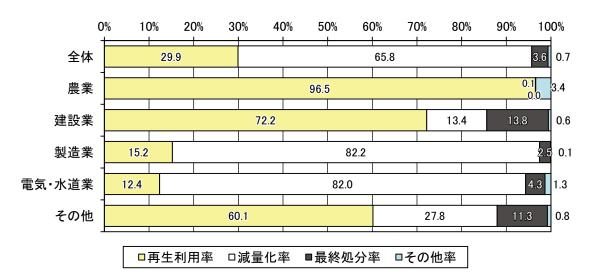


図2-2-8 処理状況 [業種別] (平成26年度)

#### (2) 種類別の処理状況

再生利用量2,253千トンを種類別にみると、動物のふん尿が798千トン(再生利用量の35.4%)で最も多く、次いでがれき類が486千トン(同21.6%)、ばいじんが311千トン(同13.8%)、汚泥が221千トン(同9.8%)となっている。

減量化量4,949千トンを種類別にみると、汚泥が4,556千トン(減量化量の92.1%)、次いでばいじんが144千トン(同2.9%)となっている。

最終処分量274千トンを種類別にみると、汚泥が105千トン(最終処分量の38.3%)、次いでがれき類が52千トン(同18.9%)、ばいじんが32千トン(同11.6%)となっている。

産業廃棄物の排出量の多い種類についてみると、汚泥は排出量のほとんどが減量化されているのに対し、動物のふん尿、がれき類は排出量のほとんどが再生利用されている。

業種	排出量		再生		減量化量		最終	
未但	1/11 里	構成比	利用量	構成比	<b></b>	構成比	処分量	構成比
汚泥	4,895千 t	65.0%	221千 t	9.8%	4,556千 t	92.1%	105千 t	38.3%
動物のふん尿	827千 t	11.0%	798千 t	35.4%	0千 t	0.0%	0千 t	0.0%
がれき類	589千 t	7.8%	486千 t	21.6%	51千 t	1.0%	52千 t	18.9%
ばいじん	487千 t	6.5%	311千 t	13.8%	144千 t	2.9%	32千 t	11.6%
木くず	135千 t	1.8%	78千 t	3.4%	47千 t	1.0%	6千 t	2.0%
廃プラ類	124千 t	1.7%	70千 t	3.1%	35千 t	0.7%	19千 t	7.1%
燃えがら	122千 t	1.6%	91千 t	4.0%	6千 t	0.1%	25千 t	9.2%
その他	347千 t	4.6%	198千 t	8.8%	110千 t	2.2%	35千 t	12.9%
合計	7,526千 t	100.0%	2,253千 t	100.0%	4,949千 t	100.0%	274千 t	100.0%

表2-2-7 処理状況 [種類別] (平成26年度)

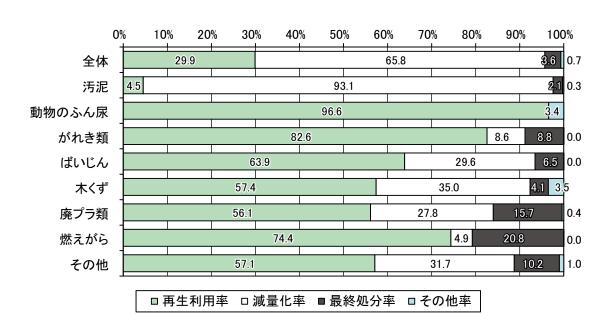


図2-2-9 処理状況 [種類別] (平成26年度)

#### (3) 再生利用状況

再生利用量2,253千トンを用途別にみると、動物のふん尿等から再生される飼料・肥料・土壌改良材が858千トン(再生利用量の38.1%)で最も多く、次いでがれき類等から再生される土木・建設資材が525千トン(同23.3%)、燃え殻等から再生されるセメント原材料が368千トン(同16.3%)であり、これらの3用途が再生利用量全体の75%以上を占めている。

		<b>衣</b> Z-2	2-0	用处/	יוע∨נינ	士士小	川1八.	<i>/</i> /L (=	口以乙	U+12	۷)		(畄台	: 千 t	/在)
用途種類	金属資源	燃料	土壤改良材	建設資材	合板 木材·	紙原材料・	ガラス原材料	原材料のカラスチック	再生タイヤ	原材料ト	再生溶剂·	中和剤	事。炉還元	その他の用途	合計
燃え殻	1	0	11	85	0	0	0	0		145	0	0	5	23	270
汚泥	1	0	13	4		1						0		30	50
廃油	0	16	0								1			3	20
廃酸	0	0	0		1					0		0		1	1
廃アルカリ		0									0			3	3
廃プラ類	0	36	0			0	0	12	1					19	67
紙くず		43				7								8	57
木くず	0	35	3		2	22		0						11	74
繊維くず		1					0	0						2	3
動植物性残さ			1											6	7
動物系固形不要物															
ゴムくず		0												0	0
金属くず	47	1		0			0	0						14	62
ガラスくず等	0	0	0	15	0	0	0	0		1				15	31
鉱さい	0			2						0				2	4
がれき類	0	1	23	351		0	0			0				115	491
動物のふん尿			798												798
ばいじん			7	68						222				14	311
その他の産業廃棄物	1	1		0			0	0						2	4
合計	52	133	858	525	2	30	0	12	1	368	1	0	5	267	2,253

表2-2-8 用途別の再生利用状況(平成26年度)

端数処理の関係で、合計と内訳は一致しない場合がある。

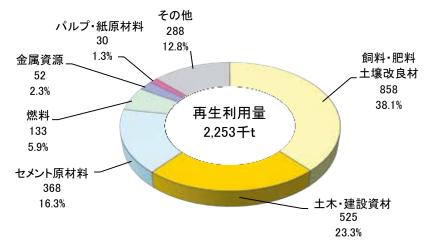


図2-2-10 用途別の再生利用状況 (平成26年度)

注. 表中の廃棄物の種類及び量は、中間処理による物質変換後(例:汚泥→脱水、焼却→燃え殻等)の状態(処理後の種類)で示している。

#### (4) 移動状況

平成26年度に県内で排出された産業廃棄物のうち、処理・処分を目的として事業所から搬出されたものは2,013千トンである。このうち、県内自地域で処理されたものは1,165千トン(搬出量の57.9%)、県内他地域で処理されたものは540千トン(同26.8%)、県外で処理されたものは308千トン(同15.3%)である。

表2-2-9 産業廃棄物の移動状況(平成26年度)

						7 12 11 17 17 10	( 1 750= 0	1 /2/	(単位	<u>z:千t/年)</u>
	理・		<b>心分地域</b>	四国中央圏	新居浜 ・ 西条圏	今治圏	松山圏	八幡浜 ・ 大洲圏	宇和島圏	合 計
		拚	份出量	195	356	75	266	197	76	1,165
	_			(30.6%)	(66.5%)	(62.2%)	(70.3%)	(85.7%)	(67.7%)	(57.9%)
	自地		自己最終処分量		34	10	22	5		72
	域		委託中間処理量	146	321	58	215	157	75	972
県			委託直接最終処分量	49	6	2	16	35	1	109
内			その他量		1	4	12	0	0	18
処理		拚	份出量	269	93	34	78	30	35	540
埋	県			(42.3%)	(17.3%)	(28.0%)	(20.6%)	(13.3%)	(31.8%)	(26.8%)
	内他		自己最終処分量	0	3	1	0	1	0	4
	地		委託中間処理量	262	75	27	74	27	32	497
	域		委託直接最終処分量	7	15	6	4	3	3	38
			その他量		1	0		0		1
		拚	份出量	172	87	12	35	2	1	308
<u>ا</u>	<b></b>			(27.0%)	(16.2%)	(9.8%)	(9.1%)	(1.0%)	(0.5%)	(15.3%)
5	Υ .		自己最終処分量							
\ \frac{1}{2}	卫 里		委託中間処理量	172	83	10	34	2	1	303
‡	里		委託直接最終処分量	0	2	1	0			4
			その他量		1		1			2
		拚	设出量	637	535	120	378	230	112	2,013
Ι,				(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
	<b>=</b>		自己最終処分量	0	37	11	22	6	0	76
	+		委託中間処理量	581	479	96	323	185	107	1,771
			委託直接最終処分量	56	23	10	20	38	4	151
			その他量		3	4	13	0	0	21

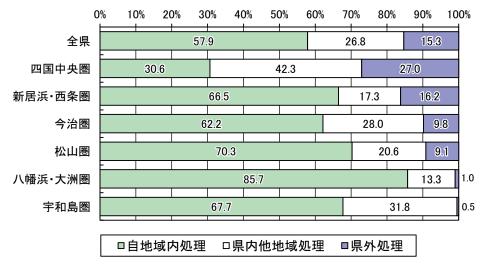


図2-2-11 産業廃棄物の移動状況 [圏域別] (平成26年度)

#### (5) 広域移動状況

#### ①県内産業廃棄物の県外処理

県内で排出された産業廃棄物の県外搬出量(県外処理量)308千トンを種類別にみると、ばいじんが177千トン(県外搬出量の57.3%)で最も多く、次いで燃え殻が57千トン(同18.5%)、汚泥が29千トン(同9.4%)等であり、これらの3種類が県外搬出量全体の約85%を占めている。

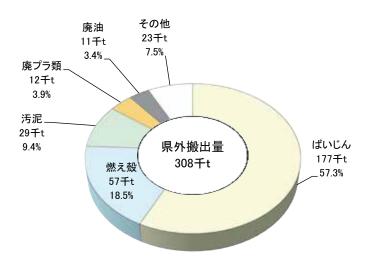


図2-2-12 産業廃棄物の県外搬出量 [種類別] (平成26年度)

#### ②県外産業廃棄物の県内処理

県外で排出された産業廃棄物の県内搬入量(県内処理量)は147千トンであり、内訳をみると、最終処分を目的とするものはなく、全量が中間処理を目的としている(環境省資料「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(平成26年度実績)」より)。

県内搬入量147千トンを種類別にみると、ばいじんが107千トン(県内搬入量の72.6%)で最も多く、次いで紙くずが12千トン(同8.2%)、廃プラ類が7千トン(同4.7%)等であり、これらの3種類が県内搬入量全体の約86%を占めている。

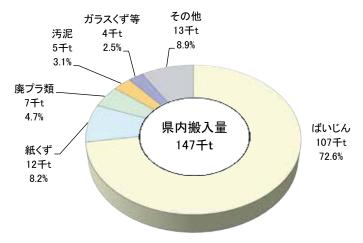
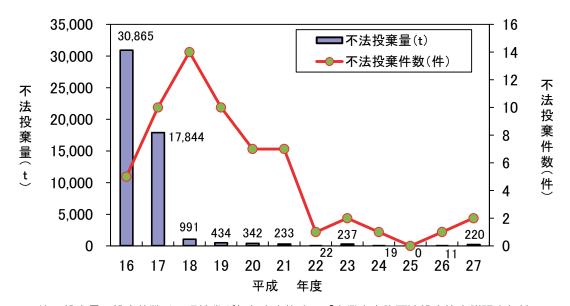


図2-2-13 産業廃棄物の県内搬入量 [種類別] (平成26年度)

#### (6) 不法投棄の状況

県内の1件10トン以上の産業廃棄物の不法投棄(特別管理産業廃棄物については発生量を問わずすべての不法投棄)は、件数及び投棄量ともに近年は横ばいで推移し、平成27年度は2件となっている。



注. 投棄量・投棄件数は、環境省が毎年度実施する「産業廃棄物不法投棄等実態調査」結果に基づく数値。

図2-2-14 県内の不法投棄件数・投棄量



不法投棄現場の撤去作業の様子

## ③ 特別管理産業廃棄物の排出・処理状況

#### 3-1 排出状況

#### (1) 業種別の排出状況

平成26年度に県内から排出された特別管理産業廃棄物は23,856トンである。

排出量23,856トンを業種別にみると、製造業が13,224トン(排出量の55.4%)で最も多く、次いで医療・福祉が9,102トン(同38.2%)となっている。

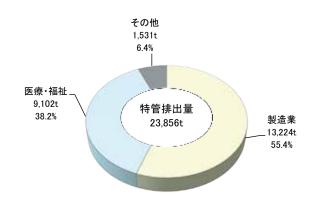


図2-2-15 特別管理産業廃棄物の排出量 [業種別](平成26年度)

#### (2) 種類別の排出状況

排出量23,856トンを種類別にみると、感染性廃棄物が9,712トン(排出量の40.7%)で最も多く、次いで廃油が6,714トン(同28.1%)、特定有害廃棄物が4,679トン(同19.6%)となっている。



図2-2-16 特別管理産業廃棄物の排出量 [種類別] (平成26年度)

#### (3) 圏域別の排出状況

排出量23,856トンを圏域別にみると、松山圏が8,646トン(同36.2%)で最も多く、新居浜・西条圏が8,518トン(排出量の35.7%)次いで、四国中央圏が2,441トン(同10.2%)、今治圏が1,650トン(同6.9%)、八幡浜・大洲圏が1,455トン(同6.1%)、宇和島圏が1,147トン(同4.8%)となっている。



図2-2-17 特別管理産業廃棄物の排出量 [圏域別] (平成26年度)

#### 3-2 処理状況

平成26年度における特別管理産業廃棄物の発生量は24,956トン、発生量から有償物量(売却した量)を除いた排出量は23,856トンである。

平成26年度に県内から排出された特別管理産業廃棄物23,856トンは、脱水や焼却等の中間処理により15,856トン(排出量の66.5%)が減量化され、最終的に6,538トン(同27.4%)が再生利用、1,462トン(同6.1%)が最終処分されている。

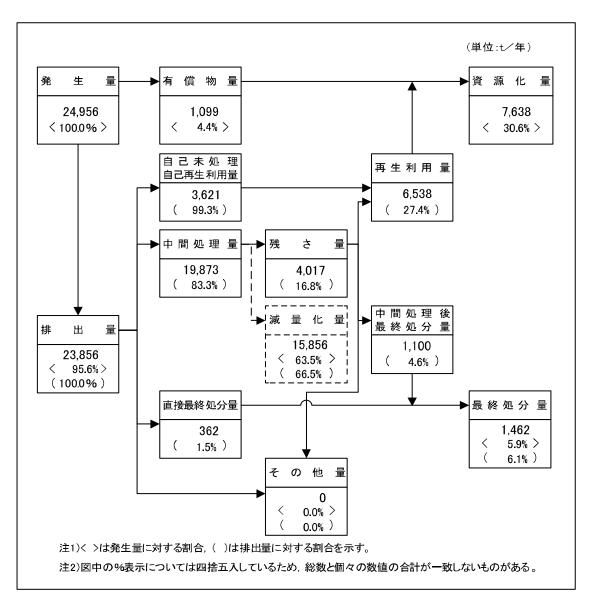


図2-2-18 特別管理産業廃棄物の処理フロー(平成26年度)

### 4 産業廃棄物処理業等の許可状況

産業廃棄物の処理を業として行う者は、県又は松山市の許可を受けることが義務付けられている。

平成28年4月1日現在、県の許可状況は、産業廃棄物処理業が1,862件(収集運搬業者が1,654件、処分業者が208件)、特別管理産業廃棄物処理業が279件(収集運搬業者が264件、処分業者が15件)である。

また、松山市の許可状況は、産業廃棄物処理業が192件(収集運搬業者が136件、処分業者が56件)、特別管理産業廃棄物処理業が23件(収集運搬業者が20件、処分業者が3件)である。

	項	目	業者	<b></b>
	- 供		愛媛県管轄	松山市管轄
	収集道	<b>運搬業者</b>	1,654	136
	加马	中間処理	178	53
産業廃棄物	処分 業者	最終処分	6	0
	木石	中間処理・最終処分	24	3
		計	1,862	192
	収集選	重搬業者	264	20
特別管理	加乙	中間処理	11	3
産業廃棄物	処分   業者	最終処分	2	0
医术形术物	木石	中間処理・最終処分	2	0
		計	279	23
	合	計	2,141	215

表2-2-10 産業廃棄物処理業の許可状況(平成28年4月1日現在)

## 5 処理施設の設置状況

汚泥の脱水施設、最終処分場等の21種類が産業廃棄物処理施設として定められており、県 又は松山市の許可を受けることが義務付けられている。

平成28年4月1日現在、県の許可を受けた処理施設は、中間処理施設が455施設、最終処分場が34施設、合計489施設である。

また、松山市の許可を受けた処理施設は、中間処理施設が54施設、最終処分場が3施設、 合計57施設である。

表2-2-11 産業廃棄物処理施設の設置状況(平成28年4月1日現在)

			施設数	
	旭良の区力	環境省管轄	愛媛県管轄	松山市管轄
	汚泥の脱水施設	0	221	3
	汚泥の乾燥施設	0	2	0
	汚泥の焼却施設	0	18	4
	廃油の油水分離施設	0	1	0
	廃油の焼却施設	0	12	5
	廃酸・廃アルカリの中和施設	0	1	0
中	廃プラスチック類の破砕施設	0	14	3
間	廃プラスチック類の焼却施設	0	14	4
処	木くず又はがれき類の破砕施設	0	148	30
理	汚泥のコンクリート固形化施設	0	2	1
施	汚泥のばい焼施設	0	2	0
設	シアン化合物の分解施設	0	1	0
	廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	0	0	0
	PCB廃棄物の焼却施設	2	0	0
	PCB廃棄物の分解施設	0	0	0
	PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	焼却施設(汚泥、廃油、廃プラ、PCBを除く)	0	19	4
	計	2	455	54
最終外	心分場	0	34	3
	合 計	2	489	57

注. 環境大臣による微量 P C B 汚染廃電気機器等の無害化処理 (焼却施設) の認定施設のうち、1 箇所は (一財) 愛媛県廃棄物処理センターである。

その他、県と市町等は、廃棄物の適正処理及び廃棄物の減容化等による最終処分場の安定的・長期的な確保を図るため、平成5年9月に財団法人愛媛県廃棄物処理センターを設立し(平成26年4月1日付けで一般財団法人に移行)、平成12年1月17日から新居浜市磯浦町の東予事業所で焼却・溶融施設の操業を行っている。センターでは、高度な処理施設を生かし、狂牛病関連の肉骨粉、不法投棄された硫酸ピッチ、埋設廃農薬、低濃度PCB廃棄物の処理困難物の適正処理にも取り組んでいる。

表2-2-12 (一財) 愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の概要

項目		内容
所在地		新居浜市磯浦町18番78号
	処理方式	スラグ排出型ロータリーキルン直接溶融炉方式
	運転	24時間連続運転
   焼却・溶融施設概要	処理能力	・焼却・溶融施設:100t/日(50t/日×2系列)
MAI   俗似	火地主能力	・破砕機 : 10t/日
	   処理物	飛灰、焼却灰、下水道汚泥、廃油、廃プラスチック類、
	火吐生物	感染性廃棄物、廃タイヤ、低濃度PCB廃棄物
	処理方式	ローラーコンベア式連続炉方式
加熱分離施設概要	処理能力	焼却:28t/日
	処理物	低濃度PCB廃棄物

## 第3節 リサイクル関連法に係る取組み

#### (1) 容器包装リサイクル法

家庭ごみに占める容器包装廃棄物の割合は、約5割(容積比)となっており、一般廃棄物の排出量を削減するためには容器包装廃棄物の減量化・リサイクルを一層推進する必要がある。

県では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)により策定した愛媛県分別収集促進計画に基づき、市町の効率的な分別収集や、市町間の協力・広域化を促進するとともに、県民や事業者に対して「買い物」を通して地球環境や廃棄物などの環境問題を考え、環境に配慮したライフスタイルの実践を促進するため、マイバッグの持参や環境に配慮した商品の販売・購入、簡易包装の促進等を内容とする「環境にやさしい買い物キャンペーン」を、毎年10月の「3 R推進月間」に小売業者や商店街等と連携して実施するなど、様々なイベント等を通じて、法制度の普及啓発に取り組んでいる。

#### (2) 家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、家電4品目(エアコン、テレビ、 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)については、小売店での廃家電の引取りや製造業 者による指定引取場所での廃家電の引取り、リサイクルプラントでのリサイクルが実施さ れている。

県では市町と連携しながら、リサイクルが円滑に進むよう、消費者(排出者)に対して、 家電4品目を廃棄する際に収集運搬料金とリサイクル料金を支払う必要があることなど制 度の普及啓発に取り組んでいる。

なお、県内での指定引取場所における廃家電の引取台数は、地上アナログ放送終了に伴うテレビの買換え需要が高まった平成22年度をピークに減少し、近年はほぼ横ばいとなっている。

表2-3-1 指定引取場所における廃家電の引取台数

(単位:千台)

地域						平成	年度					
域	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
愛媛県	144	137	134	137	143	214	331	190	127	146	124	128
全国	11,216	11,620	11,616	12,114	12,899	18,786	27,700	16,801	11,196	12,733	10,862	10,878

#### (3) 小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)により、 市町が回収ボックスの設置などの地域の実情に応じた回収を行い、認定事業者が広域的、 効率的な収集をすることにより、携帯電話やデジタルカメラ等の使用済小型家電のリサイ クルを促進している。

県では、国の関係機関等と連携しながら、市町に対して制度参加の呼び掛けや先進事例に関する情報等を提供するとともに、県民に対しては、各種環境イベントを通じて法制度の普及啓発に取り組んでいる。

#### (4) 建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)により、建設工事の受注者等には、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)の分別解体や再資源化などが、発注者等には届出等が義務付けられている。

県では、建設部・土木事務所と保健所が建設現場のパトロールを実施しており、法遵守の徹底と不適正な業者の取締りに力を入れることにより、分別解体と資源リサイクルの徹底に取り組んでいる。

#### (5) 食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)により、食品の製造・販売業者、レストラン等に、食品残さの発生抑制と減量化や肥料・燃料等への再生利用が 義務付けられている。

特に、食品廃棄物の約5割を排出する年間100トン以上の排出者に定期報告を義務付けるとともに、取組みが不十分な者に対し、国は勧告・命令をすることができることになっている。

県では、資源循環促進税の使途に合致した事業に同税を充当するなど、食品廃棄物の発生抑制や減量化、また堆肥化や飼料化によるリサイクル推進に取り組んでいる。

#### (6) 自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)により、自動車メーカー・輸入業者は、使用済自動車の引取業務、フロン類回収業者、解体業者及び破砕業者を通じて、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の引取・リサイクルが義務付けられている。

県では、使用済自動車のリサイクルと適正処理を推進するため、自動車リサイクル法に 基づく、登録・許可制度の適切な運用や事業者への指導等に取り組んでいる。

なお、平成28年3月31日の登録・許可業者数は、平成23年3月31日に比べて減少している。

区	分	平成23年 事業	· ·	平成28年3月31日 事業者数			
		愛媛県管轄 松山市管轄 愛媛県管轄		愛媛県管轄	松山市管轄		
登録業者数		787	199	568	143		
豆球未有数 	フロン類回収業	171	66	138	52		
許可業者数	解体業	65	24	55	17		
町円未有数 	破砕業	28	6	24	6		
合 計		1,051	295	785	218		

表2-3-2 自動車リサイクル法関連事業者数 (平成28年3月31日現在)

#### (7) グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)においては、国 や地方公共団体などが率先して再生品など環境負荷低減に資する物品等(環境物品)を購 入するよう努めるものとされている。また、事業者や国民についても、できる限り環境物 品を選択するよう努めるものとされている。

県の機関では、「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づき、再生品等を優先して選択し、グリーン購入を推進している。また、県内各市町において同様の方針を策定しているのは5市町のみであるが、他市町においても国の方針に準じたグリーン購入に努めている。一部の民間企業においても再生品等の積極的な選択の取組みが見られる。

## 第4節 循環型社会ビジネスの育成・支援の取組み

昨今の厳しい社会経済情勢の下では、リサイクル製品等は、製品の販路確保や、原材料の 安定確保などが困難であるため、一般の製品と比べ価格面や品質面で不利になることが多く、 消費者に優先的に購入してもらうためには、消費者一人ひとりの環境意識の更なる高揚が求 められている。

また、地域の特性を生かし、県内で発生する廃棄物等の循環資源の性状に適したリサイクル事業等を活性化していくためには、事業者自らの自覚と実践活動を積極的に支援していく必要がある。

これらを踏まえ、本県では、これまで「第二次・第三次えひめ循環型社会推進計画」に基づき、 廃棄物の減量化・リサイクルを推進するため、平成19年度に導入された資源循環促進税を活 用して、循環型社会ビジネスの振興を図るための施策を実施している。施策の具体的な内容 を以下に示す。

### (1) 資源循環優良モデル認定制度

県内企業の3Rを推進し、循環型社会ビジネスの育成を図るため、平成13年度から実施している「資源循環優良モデル認定制度」により、他の模範となるようなリサイクル製品や、3Rに積極的に取り組む事業所・店舗等を優良モデルに認定している。

優良モデルには、県が認定した製品や事業所・店舗であることを示すシンボルマークの使用許可や、県ホームページへの掲載、パンフレット作成による取組みの紹介のほか、大型ショッピングセンターや市町等が開催するイベント等において、リサイクル製品に直接触る機会を設けることで、優良モデルの取組みを県民や県内企業等に普及啓発し、他の事業所への波及を図っている。



資源循環優良モデル シンボルマーク





表2-4-1 愛媛県資源循環優良モデル認定数一覧(平成28年3月31現在)

認定					平成 年度	Ę		
総定	<b>刈</b>	13 ~ 21	22	23	24	25	26	27
	新規	_	5	4	4	2	3	3
製品	継続	_	26	30	31	33	35	34
	計	27	31	34	35	35	38	37
	新規	_	6	7	4	2	3	2
事業所	継続	_	33	38	43	43	43	46
	計	33	39	45	47	45	46	48
	新規	_	1	0	0	7	4	0
ショップ	継続	_	29	29	28	28	34	38
	計	29	30	29	28	35	38	38
合	計	89	100	108	110	115	122	123
累	計	106	118	129	137	148	158	163

#### (2) 循環型社会ビジネスの振興について

県では、優良モデルの普及啓発に加え、国内最大級の環境展示会「エコプロ」への愛媛 県ブースの出展や、リサイクル製品の販売戦略構築に係る経費の助成など、優良モデルの 販路拡大を支援し、循環型社会ビジネスの振興を図っている。

#### (3) 廃棄物の減量化・リサイクルのための技術研究開発等の支援

本県の産業廃棄物排出量に占める割合が高い製紙業界や産業廃棄物の適正処理を担っている産業廃棄物処理業界の3R活動への取組みを促進するため、県では、これらの業界や試験研究機関等が行う廃棄物の発生抑制や再資源化等の事業化に向けた技術研究開発や設備整備を支援している。

#### (4) 溶融スラグ等の有効活用に向けた取組み

県では、一般財団法人愛媛県廃棄物処理センターで発生する溶融スラグについて、アスファルト舗装用骨材としての試験舗装、環境安全性の確認を踏まえ、東予地区(ただし、越智郡島しょ部は除く。)のアスファルト舗装公共工事に再利用している。

また、センターでは、処理後に発生する飛灰についても、含有する非鉄金属を回収し、残った残さもセメント骨材として再利用する山元還元処理を行っている。

## 第5節 大規模災害対策

近い将来発生が危惧される南海トラフ地震をはじめとする大規模災害時には、災害廃棄物が大量に発生し、早期復旧・復興の大きな阻害要因となることが懸念されている。

そのため、「オール愛媛」による災害廃棄物処理体制の確立を図り、災害に備えるために、 平成28年4月に「愛媛県災害廃棄物処理計画」(以下「災害廃棄物処理計画」という。)を策 定した。

### 1 災害廃棄物処理計画の位置付け

災害廃棄物処理計画は、国の「災害廃棄物対策指針(平成26年3月環境省)」に基づき、「愛媛県地域防災計画」及び「愛媛県地震被害想定調査」等の内容を踏まえて策定した。

また、県内各市町が災害廃棄物処理計画を策定する際の支援が可能となるよう、処理計画に関する総合的な対策等を示すものとしている。

災害廃棄物処理計画と法律及び他の計画との位置付けを以下に示す。

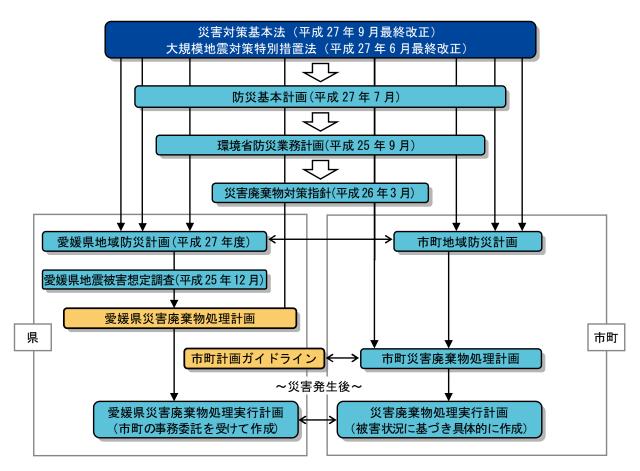


図2-5-1 災害廃棄物処理計画の位置づけ

### ② 災害廃棄物処理計画の内容

災害廃棄物処理計画は、①平常時(災害予防)、②応急対応時、③復旧・復興時の3段階の 時系列別に、それぞれ県等の対応内容や組織体制・指揮命令系統、管理体制を示すとともに、 災害廃棄物の処理手順や技術的事項等について整理している。

#### 平常時(災害予防)

発災時における混乱を避けるため、平常時に発災後の被災状況を見据え、

事前の体制整備、被害抑止・被害軽減方策や災害廃棄物処理に関する事項についてとりまとめ

#### 応急対応時

**発災直後~数日間** 人命救助、被災者の健康確保を優先的に行う必要があるとともに、被害状況の全貌が明らかとなっていないため、初動期の緊急性の高い作業についてとりまとめ

**数日後~3か月程度** 被災状況の全貌が明らかとなり、避難所生活が本格化し、災害廃棄物の処理が徐々に始まるため、本格的な処理に向け、作業が必要な事項についてとりまとめ

#### 復旧・復興時(3か月以降~目標期間)

本格的な処理を進めるため、被災状況を基に、<mark>平常</mark>

時に作成した災害廃棄物処理計画等を見直し、作業の実施状況や災害廃棄物推計量等の見直し事項、災害廃棄物処理実行計画への反映事項についてとりまとめ

図2-5-2 災害廃棄物処理計画の内容

## 第6節 前計画の進捗状況

本県の一般廃棄物・産業廃棄物の平成27年度における減量化目標は、「第三次えひめ循環型社会推進計画」(平成24年3月)で設定されたものである。

一般廃棄物・産業廃棄物の実績を各計画の目標と比較し、前計画の進捗状況を確認した結果を以下に示す。

### 1 一般廃棄物

平成27年度時点において、最終処分量は平成27年度の目標値を達成しているが、総排出量及び1人1日当たり排出量並びに再生利用率は未達成となっている。

項目	基準年度	目標値	実績(速報)値		達成状況
以 日 ————————————————————————————————————	平成22年度	平成27年度	平成27年度		连风状况
総排出量	486∓t	435 <b>千</b> t	473∓t	×	未達成
1人1日当たり排出量	914g/人·日	856g/人·日	915g/人·日		<b>不</b>
再生利用率	18.6%	25.0%	18.2%	×	未達成
再生利用量	90 <b>∓</b> t	113 <b></b> +⊤t	86∓t		不连风
最終処分量	59 <b></b>	47 <b></b> + t	47千t	0	達成

表2-6-1 一般廃棄物の減量化目標と達成状況

## 2 産業廃棄物

平成26年度時点において、最終処分量は、平成27年度の目標値を達成しているが、排出量及び再生利用率は未達成となっている。

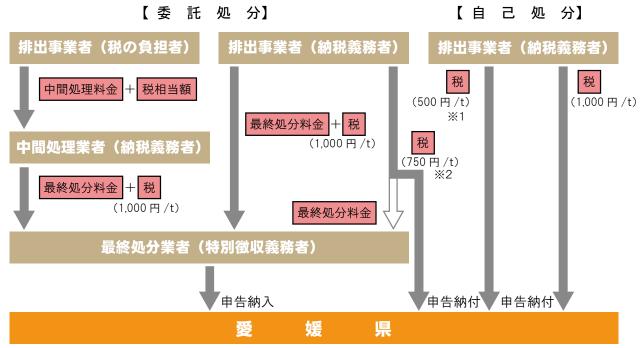
	五二〇二 江水	//U/X 1/3 V/1/3/11 I I I I I	X C X 190 1 (7) 0		
項目	基準年度	目標値	実績値		達成状況
- 現 日	平成21年度	平成27年度	平成26年度		建风状况
排出量	8,005千t	7,500 <b>千</b> t	7,526 <b>千</b> t	×	未達成
再生利用率	28.1%	36.0%	29.9%	×	未達成
再生利用量	2,253千t	2,750 <b>千</b> t	2,253 <b>千</b> t		<b>不</b>
最終処分量	482 <b></b> ← t	275 <b></b>	274 <b></b>	0	達成

表2-6-2 産業廃棄物の減量化日標と達成状況

### ③ 資源循環促進税の導入と効果

本県では、平成19年4月1日に「愛媛県資源循環促進税条例」を施行し、『資源循環促進税』を導入しており、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円(事業者自ら設置する最終処分場で埋立処分する場合は1トン当たり500円、他者が設置する最終処分場の設置費用を負担した当該処分場において委託処分する場合は、1トン当たり750円)が課税される。

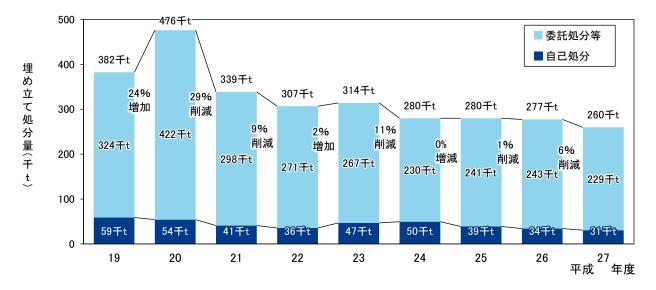
同税は、産業廃棄物行政に充てる財源を確保し、産業廃棄物の排出抑制と減量化、資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策を展開するとともに、課税行為それ自体により事業者の排出抑制を誘引して、循環型社会の構築を推進することを目的としている。



- ※1 自らが設置する専用の最終処分場において自己処分する場合
- ※2 他社が設置する最終処分場の設置費用を負担した当該処分場において委託処分する場合(新たな軽減措置) (軽減措置の適用には要件があります。)

図2-6-1 資源循環促進税のフロー図

県内の埋立処分量は、税導入時点の平成20年度の476千 t と比べて、27年度は260千 t と 45%減少しており、税導入の効果が表れている。



※平成19年4月から資源循環促進税を導入していることから、同年度は、4月から12月分の埋立処分量を、平成20年度以降は、1月から12月分の埋立処分量となっている。(同税は、4月末(1~3月埋立)、7月末(4~6月埋立)、10月末(7~9月埋立)、1月末(10~12月埋立)の四半期に分けて県に納入等されている。)

図2-6-2 県内での埋立処分量の推移

資源循環促進税による税収は、①産業廃棄物の排出抑制、減量化、有効利用を促進するための研究・開発及びそのための施設整備、②環境ビジネスの振興、③優良な産業廃棄物処理業者の育成、④監視指導体制の拡充・強化、⑤環境教育の充実の使途目的に係る施策に充当している。

表2-6-3 税収額の推移

単位: 千円

左左				7	平成 年度	Ę			
年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
税収額	117,492	149,418	178,469	262,978	290,528	255,214	250,144	248,159	233,052

## 表2-6-4 資源循環促進税の充当事業(平成19年度~27年度)

単位 : 千円

					税充当	事業額(決	·算額)		単位	7. : 千円
分 類	充当事業名等					平成 年度				
7, 7,	22 7 22 4	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	紙産業資源循環促進支援事業費	48	20, 065	31, 775	60, 344	57, 358	49, 795	31, 094	31, 203	31, 10
	産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費				13, 167	11, 924	17, 762	17, 885	10, 730	13, 7
	廃棄物処理センター運営費補助金			60,000	52, 846	55, 594	65, 635	59, 298	53, 227	34, 00
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業費			24, 181	24, 281	18, 105	18, 170	18, 270	8, 816	8, 66
	循環型社会形成推進事業費		758	950	756	780	1, 512	906	1, 121	1, 2
	産業廃棄物行政支援交付金									58, 00
	リン回収技術開発研究費									2, 13
	産業廃棄物実態調査費				4, 446					4, 99
	下水汚泥燃料化技術調査研究事業費						1, 351			
	循環型社会推進計画策定事業費					2, 546				
	微量PCB廃棄物処理施設整備事業費					223, 919				
	廃棄物中有用金属回収技術開発研究事業費		2, 308	1,724	2, 018					
産業廃棄物の	無機性廃棄物利用用土開発試験費		2,000	2,000	2,000					
排出抑制、減量化、	<b>~</b> 資源循環技術等研究開発事業費	9, 302	9, 199	9, 065						
有効利用を 促進するための	第二次えひめ環境基本計画(仮称)策定事業費									29
研究・開発及び そのための施設整備	バイオエタノール燃料用涂検証事業費						9, 833	7, 701		
(29事業)	バイオマス活用推進計画策定事業費					5, 726	-			
	バイオ燃料普及促進事業費			3, 852	7, 782					
	バイオマスエネルギープロジェクト推進事業費	4, 180	4, 262	-,	.,					
	産業技術研究所試験研究費(技術開発部分)	,			2,060	613	1,000	2, 211	2, 211	1, 4
	産業技術研究所試験研究費(建設技術センター分)			3, 973	4, 486	3, 825	-,		2, 222	-, -
	建設技術実証試験費			-,	-,	813				
	建設技術開発促進研究費	655	1, 996	2, 279	1,774					
	農薬適正使用推進事業費	000	988	2,210	2, 2					
	アスパラガス改植障害対策現地実証試験費									1, 30
	農業用廃プラスチック適正処理推進事業費	517	538	538	416	416	416	416	416	4
	環境に優しい農業生産活動推進事業費 (環境保全型農業普及支援事業)				1, 400	1, 750		1,750	1, 750	1, 7
	農業試験研究費 (バイオエタノールを用いた新たな土壌消毒技術開発費)				2, 222	2, 111	2,	1, 300	1, 300	-, -
	地産地消飼料増産対策事業費 (エコフィード利用促進事業)				1, 799	1, 799	1, 799	1, 799	1, 799	1, 7
	売れるリサイクルモデル支援事業費				-,	2,111	-,	2,111	4, 607	4, 1
	循環型社会ビジネス振興事業費				4, 438	4, 713	4, 750	4, 591	2, 837	2, 6
環境ビジネスの振興	廃棄物中有用金属類回収技術開発研究事業費				-,	2, 316		-,	_,	
(6事業)	資源循環優良モデル推進事業費			1, 952		2,				
	環境産業振興事業費	2, 027	1, 826	1, 502						
	バイオ燃料利用拡大事業費	2, 021	1,020			4, 064	1, 132	736	3, 575	6, 0
	優良産業廃棄物処理業者育成事業費	2, 229	1, 782	1, 513	1,642	1, 867	1, 461	2, 241	1, 908	3, 0
優良な産業廃棄物処理 業者の育成 (2事業)	資源循環促進税適正運用確保事業費	6, 266	3, 969	2,009	1,015	1,00.	1, 101	2,211	1,000	0,0
	微量PCB汚染廃電気機器処理促進事業費	0,200	0,000	2,000				5, 744	6, 740	5, 0
	産業廃棄物不法投棄未然防止対策強化費	15, 920	14, 581	23, 689	14, 449	15, 838	16, 506	18, 152	18, 472	18, 7
	汚染土砂等の不適正埋立防止対策費	10, 520	11,001	395	408	496		844	820	9:
EP-21 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	産業廃棄物処理対策費			2, 413	2, 481	2, 568		2, 404	2, 790	3, 80
監視指導体制の 拡充・強化(8事業)	産業廃棄物処理施設適正管理指導費		898	4, 963	5, 506	5, 992	-	4, 551	8, 470	9, 8
	産業廃棄物処理施設等パトロール強化費		000	1, 500	0,000	0, 002	0, 500	1,001	0, 110	2, 8
	廃家電等不法投棄集中対策事業費					352				2,0
	施水电 サイム 10 米米 エイ カ 水 手 未 貝			1,500	1,500	1, 500	1, 500	1,500	1, 500	1, 5
	3 R普及促進事業費			1, 500	1, 500	1, 500	617	1, 500	1, 500	1, 0
	海岸漂着物対策推進普及啓発事業費						781			
環境教育の充実	体験型環境学習センター管理運営費					1, 107	1, 107	1, 107	1, 082	1, 0
(5事業)	学院全界現子百ピンクー『庄連昌貞 環境教育推進事業費		789	790	790	2, 103		2, 236	1, 139	1, 0
	環境教育推進事業費 四国ジュニア環境推進事業費	1,000	109	190	190	۵, ۱۷۵	4,013	۵, ۵۵0	1, 109	1, 1.
			0= 0=0	150 50	010 =0-	400 00	005 00	100 =0.	100 =	001 5
	合計	42, 144	65, 959	179, 562	210, 789	428, 086	205, 624	186, 736	166, 512	221, 95

## 第7節 廃棄物処理の課題

### 1 一般廃棄物に関する課題

#### (1) ごみの排出抑制

本県の1人1日当たりの排出量は、全国よりも低い水準であり、長期的には、減少傾向で推移しているものの、近年は、ほぼ横ばい状態であるため、さらなる排出抑制の推進に努めるものとする。

#### (2) 食品ロスの削減

「食品ロス(本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品をいう。)」は、国の推計(平成25年度)によれば年間約632万トンとされており、これは世界の食糧援助量約320万トン(2014年)の約2倍となっている。「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成28年1月21日環境省告示第7号)によって、市町は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するよう努めることとなっている。

#### (3) 最終処分量の削減

本県の処理・処分状況をみると、最終処分量は減少傾向で推移しており、この傾向を維持できるよう引き続きごみ排出量の削減及び再生利用率の向上により最終処分量の削減を図る必要がある。なお、今治ブロックにおいて1人1日当たりの最終処分量が大きな値を示すため、削減に向けた努力が必要である。

#### (4) 再生利用率(リサイクル率)の向上

本県の再生利用率(リサイクル率)は、近年横ばい状態で推移しており、全国と比べてやや低く、平成27年度現在、「第三次えひめ循環型社会推進計画」での目標(平成27年度)を達成していないため、再生利用率の向上に向けて、今後一層努力する必要がある。

#### (5) 適正なごみ処理の維持

今後も適正なごみ処理を維持することにより、環境への負荷の低減に努める。 ごみの減量による施設への負担軽減と処理に要する費用の軽減及びごみ処理施設の適正 な維持・管理による施設の延命化を図る必要がある。

#### (6) 生活排水対策の推進

汚水処理人口普及率は、全国下位の水準であり、下水道への接続や、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

また、国土交通省、農林水産省及び環境省三省合同で策定された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」(平成26年1月策定)において、汚水処理施設の10年概成が掲げられたことから、浄化槽の整備をより一層推進する必要がある。

### 2 産業廃棄物に関する課題

#### (1) 産業廃棄物の排出抑制

本県の産業廃棄物排出量は、減少傾向で推移しているが、持続可能な循環型社会を維持するために、今後も排出抑制について、事業者への適切な指導や啓発等の効果的な施策を展開していく必要がある。

#### (2) 産業廃棄物の適正な処理・処分

本県の処理・処分状況をみると、全国と比べて中間処理率が高く、再生利用率が低い状況にある。循環型社会の実現に向けて、地域の実情を踏まえ、今後も排出抑制や減量化、リサイクルの推進のために効果的な施策を展開していく必要がある。

また、再生利用率については、平成26年度現在、「第三次えひめ循環型社会推進計画」での目標(平成27年度)を達成していないため、再生利用率の向上に向けて、リサイクルの推進のために効果的な施策を展開していく必要がある。

#### (3) 産業廃棄物処理施設の整備

平成22年度に海洋投入は廃止されたため、県外での産業廃棄物の最終処分量は大きく減少したが、本県の最終処分率は、全国平均を上回っている状況にある。

将来にわたって産業廃棄物を安定的に処理・処分できる体制の構築に向けて、産業廃棄物処理施設の計画的な整備を進めていく必要があるが、産業廃棄物処理施設の新設に対する住民の不安もあるため、厳正な設置許可審査や維持管理状況の監視のほか、地域住民の理解を得ることに努め、最終処分場をはじめとする産業廃棄物処理施設を確保していくものとする。

なお、施設の整備と併せて、安全性の高い施設や高度な処理技術を有し、排出事業者や地域住民の信頼に応えうる優良な処理業者が育成される環境を整えていく必要がある。

#### (4) 不法投棄対策の強化

不法投棄については、排出事業者や処理業者に対する指導に努めており、近年では件数及び投棄量ともに横ばいで推移しており、1件10トン以上の大規模な事案は、平成27年度は1件となっている。

産業廃棄物の不法投棄は、地域の自然環境・生活環境を損なうだけでなく、産業廃棄物処理に対する県民の不信感や不安を増大させ、アンフェアなコスト負担の発生により、適正な処理を行っている事業者や処理業者の経営を圧迫し、その結果、優良な処理業者が立ち行かなくなること等が懸念される。

そのため、今後も排出事業者に対するマ



ニフェストの使用の徹底や監視指導体制を強化するとともに、処理業者に対し処理基準等の遵守について指導すること等により、引き続き、不法投棄の未然防止、早期発見・早期 是正に努める必要がある。

#### (5) 循環型社会ビジネスの振興

リサイクルの推進のためには、循環型社会ビジネスの振興が不可欠であるが、循環資源を再利用したリサイクル製品は、一般の製品より工程に手間がかかり製品コストが高くなることや、原材料の供給が不安定で大量生産が難しく、販路の確保等が不利な面もあることから、リサイクル製品の普及が低調である。

そのため、県内の3R事業の活性化を図るためには、リサイクル製品全般の販路拡大を 促進する必要がある。